

決 議

自治体病院は、地域医療の確保と住民福祉の向上に向け、議会の議決を経て設立され、公的医療機関でなければ対応することが困難な多くの不採算医療を担っている。近年は、医師不足・偏在の問題のほか、度重なる医療制度改革や診療報酬の見直し等によって厳しい経営を強いられており、診療科の縮小・廃止に止まらず、休止・閉院に追い込まれるなど、一層深刻な事態となっている。

我々自治体病院を経営する都市の議会は、地域の実情に応じた医療環境の整備及び経営の健全化に全力を傾注しているところであるが、地域住民に良質な医療を提供するためには、医師不足等を早急に解消するとともに、自治体病院の役割に応じた財政支援措置の更なる充実強化を図ることが必要不可欠である。

よって、我々関係都市の議会は、ここに総力を結集し、特に次の事項について実現を期すものである。

記

一、地域の医師不足・偏在を解消するため、医師に一定期間の地域医療への従事を義務付けるなど抜本的な対策を緊急に講じること。

一、医学部の定員増及び地域枠の拡大を更に図るとともに、診療科ごとのバランスのとれた医師養成方策の確立など抜本的な対策を講じること。

一、女性医師の出産や育児による離職を抑制するとともに、その復職を促すため、院内保育所の整備や復職研修の充実、短時間勤務制の導入など働きやすい職場環境の整備を図ること。

一、医師の負担を軽減するため、その勤務環境の改善はもとより、看護師、助産師等医療従事者及び医療事務作業補助者の必要人員確保と養成のための財政措置を拡充すること。

一、地域医療の中核を担う自治体病院の経営安定のため、特に過疎地、産科、小児科、救急医療に対しては、地方交付税措置等の充実強化を図ること。

一、救急患者の受入不能という事態を防止するため、救急医療情報システムの再構築を含め、救急医療体制の充実確保を図ること。

以上、決議する。

平成二十二年五月十三日

第三十八回 全国自治体病院経営都市議会協議会 定期総会